

発議第3号

北広島市議会会議規則の一部を改正する規則について

北広島市議会会議規則（平成8年広島町議会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和7年3月19日提出

発議者	北広島市議会議員	中	川	昌	憲
賛同者	同	滝	久	美	子
	同	山	本	博	己
	同	藤	田		豊
	同	鶴	谷	聡	美
	同	佐	藤	敏	男

提案理由

地方自治法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市議会会議規則の一部を改正する規則

北広島市議会会議規則(平成8年広島町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第8章 略 第9章 補則(第167条の2—第168条) 附則</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、<u>委員会の許可を得て</u>委員長から請求しなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p>目次 第1章～第8章 略 第9章 補則(第168条) 附則</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 略</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を<u>定める</u>。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、<u>委員会の承認を得て</u>委員長から請求しなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p>

改正後	改正前
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>次項及び</u>第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査又は調査</u>が終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。</p>	<p>(委員会の審査又は調査の<u>期限</u>)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査</u>が終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。</p>
<p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p>	<p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</p>
<p>(議長の発言討論)</p> <p>第54条 略</p>	<p>(議長の発言<u>及び</u>討論)</p> <p>第54条 略</p>
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言を禁止</u>することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、<u>表決を採ろうとするときは</u>、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、<u>表決をとろうとするときは</u>、表決に付する問題を宣告する。</p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が<u>表決を採ろうとするときは</u>、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が<u>表決をとろうとするときは</u>、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>	<p>(投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(選挙規定の準用) 第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)<u>第1項から第3項まで</u>、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用) 第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p>
<p>(表決の順序) 第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p>	<p>(表決の順序) 第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p>
<p>(公述人の決定) 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>	<p>(公述人の決定) 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(会議録の記載事項) 第85条 会議録に<u>記載する事項</u>は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 2 議事は、速記法<u>その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。</p>	<p>(会議録の記載事項) 第85条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項</u>は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 2 議事は、速記法<u>又は録音機器</u>によって記録する。</p>
<p>(会議録の配布) 第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。</p>	<p>(会議録の配布) 第86条 会議録は、<u>印刷して</u>、議員及び関係者に配布する。<u>ただし、会議録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</u>をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法により提供することが</p>

改正後	改正前
<p>(会議録署名議員) 第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という。」)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>(委員長の発言) 第118条 略 2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</p> <p>(答弁書の配布) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</p> <p>(表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>できる。</p> <p>(会議録署名議員) 第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</p> <p>(委員長の発言) 第118条 略</p> <p>(答弁書の朗読) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。</p> <p>(表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決をとりようとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p>

改正後	改正前
<p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、</u>会議の議題となる前においては議長の、会議の議</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>題となった後においては議会の許可を得なければならぬ。</u></p>	
<p>(請願の委員会付託)</p>	<p>(請願の委員会付託)</p>
<p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p>	<p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p>
<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、<u>それぞれの委員会に付託する。</u></p>	<p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u></p>
<p>(紹介議員の委員会出席)</p>	<p>(紹介議員の委員会出席)</p>
<p>第142条 略</p>	<p>第142条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>説明することができる。</u></p>	<p>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>委員会に出席することができる。</u></p>
<p>4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>(請願の審査報告)</p>	<p>(請願の審査報告)</p>
<p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p>	<p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。</p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p>	
<p>3 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(陳情書の処理)</p>	<p>(陳情書の処理)</p>
<p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p>	<p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p>
<p>(決定書の通知)</p>	<p>(決定書の<u>交付</u>)</p>
<p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p>第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p>
<p>(携帯品)</p>	<p>(携帯品)</p>
<p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽</p>	<p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽</p>

改正後	改正前
<p>子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p>	<p>子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>
<p>(資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>(資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>
<p>(懲罰動議の審査) 第161条 略</p>	<p>(懲罰動議の審査) 第161条 略</p>
<p>(代理弁明) 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</p>	<p>(懲罰動議の審査) 第161条 略</p>
<p>(協議等の場の開催方法の特例) 第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</p>	<p>(協議等の場の開催方法の特例) 第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</p>
<p>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</p>	
<p>(議員の派遣) 第167条 略</p>	<p>(議員の派遣) 第167条 略</p>
<p>(電子情報処理組織による通知等) 第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</p>	
<p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定におい</p>	

改正後	改正前
<p>て文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の配布)、第125条(答弁書の配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</p> <p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</p> <p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をす</p>	

改正後	改正前
<p><u>るべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p><u>第167条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用)において準用する場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。